

一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟

貸 付 規 程

昭和 41 年 3 月 1 日 制 定

(目 的)

第 1 条 この規程は、この連盟の資金運用管理規程第 3 条第 1 項第 7 号による保険料運用の貸付について取扱いを定め、その適正かつ円滑化をはかることを目的とする。

(貸付金の種類、限度)

第 2 条 貸付は、短期貸付金と長期貸付金の二種とし、その限度は別表のとおりとする。

(貸付期間)

第 3 条 貸付の期間は、別表のとおりとする。

(貸付形式)

第 4 条 この規程による貸付は、手形貸付と証書貸付の二種類とする。

(貸付手続)

第 5 条 この規程により借入しようとする正会員は、あらかじめ借入申込書を提出し理事長の承認を求めるものとする。

② 前項による借入申込みをする場合は、所属団体長の確約書を提出するものとする。ただし、この連盟が必要に応じて、退職金代理受領委任状及び債務者・連帯保証人の印鑑証明書の提出を求めたときは、これを提出するものとする。

③ 申込書の提出があったときは、その申込みについて審査し、審査の結果、否又は書類上の不備がある場合は、その旨を速やかに分会を通じ通知するものとする。

④ 申込人は、約束手形、金銭消費貸借契約証書を貸付実行日の 3 日前までに、理事長宛て提出（必着）しなければならない。

⑤ 貸付金は、原則として正会員の指定した正会員本人口座に振替送金する。ただし、特別な事情があるときは、当該事業主の口座に振替送金することができるものとする。

なお、振替送金より合理的な場合は現金とすることができる。

(貸付金利息の徴収方法)

第6条 貸付金利息は、1回払いのときは後取りとし、月賦償還のときは元金償還時に徴収するものとする。

(貸付金利息)

第7条 貸付金の利息は、約定利息、延滞損害金(以下、「延滞利息」という。)とする。

② 貸付金利息は、貸付の日より償還の日までとし円未満の利息は切り捨てるものとする。

③ 約定利息は、所定の期日に徴収する。

④ 延滞利息は、償還期日を経過した貸付金及び約定利息に対し、次の算式によって計算し、延滞貸付元利金と同時に徴収する。

延滞損害金(延滞利息)の金額 = 払込延滞元利金 × 払込期日の翌日から入金日までの日数 × 延滞年利率 / 365

⑤ 貸付金利息の計算は次によるものとする。

一括償還・・貸付金利息の金額 = 元金 × 貸付日から償還日までの日数 × 約定年利率 / 365

分割払・・第1回元利金払込期日までの利息の金額 = 元金 × 貸付日から払込期日までの日数 × 約定年利率 / 365

第2回以後の元利金払込期日までの利息の金額 = 残元金 × 前月の払込期日の翌日から今回の払込期日までの日数 × 約定年利率 / 365

(利率)

第8条 貸付の約定利率、元利金延滞の場合の利率は、別表に定めるとおりとする。

(償還)

第9条 貸付金の月賦償還日は毎月21日とし、貸付決定書(償還計画書)に定める償還額を毎月給与支給日に償還するものとする。分会長は同日取りまとめ、別に定める事業所、信連、この連盟の約定に基づき毎月22日に振替償還処理するものとする。

(約定変更の審議)

第 10 条 償還約定変更の申出があったときは、その適否を理事長が決定する。

(連帯保証人)

第 11 条 連帯保証人は、分会長及びこの連盟が適正と認めた正会員を貸付金額に応じて 1 名以上を付するものとする。ただし、貸付金額が借入当該正会員の前年度末正会員積立金残高の範囲内のときは、この限りでない。

② 連帯保証人の債務保証限度額は、当初貸付債務保証額の 600 万円以下とする。

(貸付留保)

第 12 条 貸付実行にあたり、貸付条件が整うまで貸付金の全部又は一部を留保することがある。

(管理上の一般的事項)

第 13 条 貸付金の管理にあつては、次の事項に留意しなければならない。

- 1 使途、その他貸付条件の履行
- 2 借入者の生活状況及び連帯保証人の信用状況
- 3 その他、必要な事項

② 長期に亘る延滞貸付金について措置を講ずる場合は、理事長がこれを決定する。

(期限前償還)

第 14 条 この連盟は、次の場合においては、償還期限前であってもその債権の全額を請求することができる。

- 1 正会員の資格を喪失したとき又は脱退の申込みをしたとき
- 2 第三者より仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申請があったとき、又は破産、和議等の申立があったとき
- 3 保証人に前各号の事実が生じたとき
- 4 その他、この連盟が債権保全のための必要があると認める事由が発生したとき

(債権、債務の相殺)

第 15 条 前条の規定に該当する場合は借入者が、この連盟に対して有する基

金、その他の債権と当該債務とをその期限のいかんにかかわらず、相殺し、弁済に充てることができる。

(所属団体給付金の債務弁済充当)

第 16 条 前条中、「その他の債権」には、所属団体長からの給付金を含めるものとし、分会長は、責任をもって債務弁済に充てる手続きをとるものとする。

(償還充当順位)

第 17 条 延滞貸付金の返還があったときは、別に定めのあるもののほか、取立費用、延滞利息、約定利息、元金の順位でこれに充てるものとする。

(特約条項)

第 18 条 貸付に必要とする特約条項は、約定手形又は金銭消費貸借契約証書に記載し、債務者と契約をする。

(貸付制限)

第 19 条 正会員が不正な手段方法により貸付を受け、自らの信用を失墜し、又は他の正会員の名誉を毀損したとき及び貸付債権が貸付規程違反等により毀損され、若しくは毀損される恐れが生じたときは、当該債権が全額償還されるまでの間、当該正会員が所属する分会の正会員に対する貸付を行わないことができる。

(施設利用の停止)

第 20 条 正会員又は連帯保証人が債権の全額を償還しないで退職した場合、この連盟は、当該正会員の連盟事業一切の利用を停止することができるものとする。

(規程の改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経るものとする。

附 則 (昭和 61 年 6 月 12 日一部改正)

この規程は昭和 61 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 10 月 28 日一部改正)

この規程は昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 6 月 14 日一部改正）

この規程は平成元年 8 月 1 日から施行する。ただし、施行日以前の貸付金については、平成元年 8 月 22 日から施行する。

附 則（平成 3 年 5 月 30 日一部改正）

この規程は平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 14 日一部改正）

この規程は平成 5 年 8 月 1 日から施行する。ただし、施行日以前の貸付金については、平成 5 年 8 月 22 日から減免施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 14 日一部改正）

この規程は平成 6 年 8 月 1 日から施行する。ただし、施行日以前の貸付金については、平成 6 年 8 月 22 日から減免施行する。

附 則（平成 7 年 5 月 30 日一部改正）

この規程は平成 7 年 8 月 1 日から施行する。ただし、施行日以前の貸付金については、平成 7 年 8 月 22 日から減免施行する。

附 則（平成 8 年 6 月 14 日一部改正）

この規程は平成 8 年 8 月 1 日から施行する。ただし、施行日以前の貸付金については、平成 8 年 8 月 22 日から減免施行する。

附 則（平成 10 年 6 月 11 日一部改正）

この規程は平成 10 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 5 月 28 日一部改正）

この規程は平成 11 年 8 月 1 日から施行する。ただし、施行日以前の貸付金については、平成 11 年 8 月 22 日から減免施行する。

附 則（平成 12 年 6 月 14 日一部改正）

この規程は平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 30 日一部改正）

この規程は平成 14 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 21 日一部改正）

この規程は平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 15 日一部改正）

この規程は平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 19 日改正）

この規程は、一般社団法人岩手県農林漁業団体役職員連盟の設立登記の日（平成 25 年 12 月 2 日）から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日一部改正）

この規程は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日一部改正）

この規程は令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

別 表

貸付金の限度、貸付期間、利率

貸付種類	貸付形式	資金名	要件	貸付限度	貸付期間		元金償還方法	貸付利率（年率）	
					償還期間	措置期間		約定利率	延滞利率
短期貸付金	手形貸付	その他資金		一律 300,000 円	貸付日の翌日から 12 か月以内	な し	1. 一括・分割償還可 2. 償還元金自由設定可	※3 2. 0%	11. 0%
長期貸付金	証書貸付	教育資金		※1 標準給与の 12 か月分とし、最高限度額は、5,000,000 円とする。ただし、10 万円未満の端数を生じたときは、10 万円単位に切り上げる。	96 回払い以内とする。ただし、80 回払い以上の利用は、貸付金 80 万円以上につき適用する。 (償還は貸付日の翌月からとする。)	※2 会員もしくは子弟の就学する機関の就学期間修了までとし翌月から償還するものとする。 (利息は毎月払いとする。)	1. 元金均等分割償還可 2. 元金均等・賞与併用可 (2 の場合、賞与償還額は、借入総額の 50%以内とし、年 2 回 1 月と 7 月を償還月とする。この場合、月払い償還元金を加算する。なお、賞与償還元金は均等とする。) 3. 賞与償還のみの償還不可	※3 2. 0%	11. 0%
		※4 災害資金	水震火災その他の非常震災により、自ら居住する住宅または所有する住宅および、家財、宅地、敷地に損害を受けたとき	な し		※3 0. 5%			
		その他資金			※3 2. 0%				

※1. 標準給与とは、医療費給付規程第 7 条に規定する額をいう。

※2. 教育資金の借入申込者で、元金据置き期間を希望する会員は、教育資金用途証明書に必要事項を記入のうえ事業主及び分会長の承認を受け、添付欄に「入学証明書・在学証明書等」の写しを添付するものとする。

※3. 平成 30 年 5 月 31 日以前の貸付利率については、平成 30 年 6 月 22 日から減免し適用する。

※4. 災害資金の借入申込者は、市町村が発行する「罹災証明書」の写しを添付するものとする。なお、必要に応じてその他書類を求めることがある。

(貸付金利息計算要領)

規程第 7 条の「約定年利率及び延滞年利率」について、小数点第 7 位未満を切り捨てるものとする。